

(3) 独自の魅力を創造する地域づくり

方針

「美しい四国づくり委員会」(平成17年度9月設置)を核として、四国の豊かな自然環境を保全・再生するとともに、津々浦々に残っているみずべなど「日本の原風景」や、遍路道をはじめとした歴史・文化等、四国のよさを活かした地域の魅力づくりを支援し、地域の景観形成や観光交流の促進を図ることにより、美しい四国づくりを推進する。

①美しい四国づくりの推進

◆美しい四国づくり委員会

美しい四国づくりは、単に美しい景観づくりだけでなく、観光交流の振興による地域の活性化の効果も期待されるものであり、地域住民や企業、行政機関等の関係者が意識を一つにして取り組むべき課題である。

美しい四国づくり委員会は、あらゆる分野にわたる関係者に対してメッセージを発信していく運動機関として、また様々な地域の取組や施策をフォローしていく実行機関として、四国一体での取組を推進していく役割を果たすものである。

18年度は、シンポジウムの開催による啓発活動のほか、地域の取組の交流・連携の推進と支援施策の検討を進める。

H17年度検討内容

○第1回委員会(H17.9)

- ・四国の魅力や地域社会の現状
- ・四国の景観の現状

○第2回委員会(H18.2)

- ・美しい四国の基本理念
- ・基本方針と具体事例に基づく課題
(四国を愛する人々へのメッセージ)



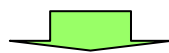
H18年度検討内容

○シンポジウム(H18.6~7月)

- ・四国内外へのメッセージの発信
による啓発活動

○第3回(H18秋頃)

- ・今後の取組内容及び施策の実施



H19年度以降

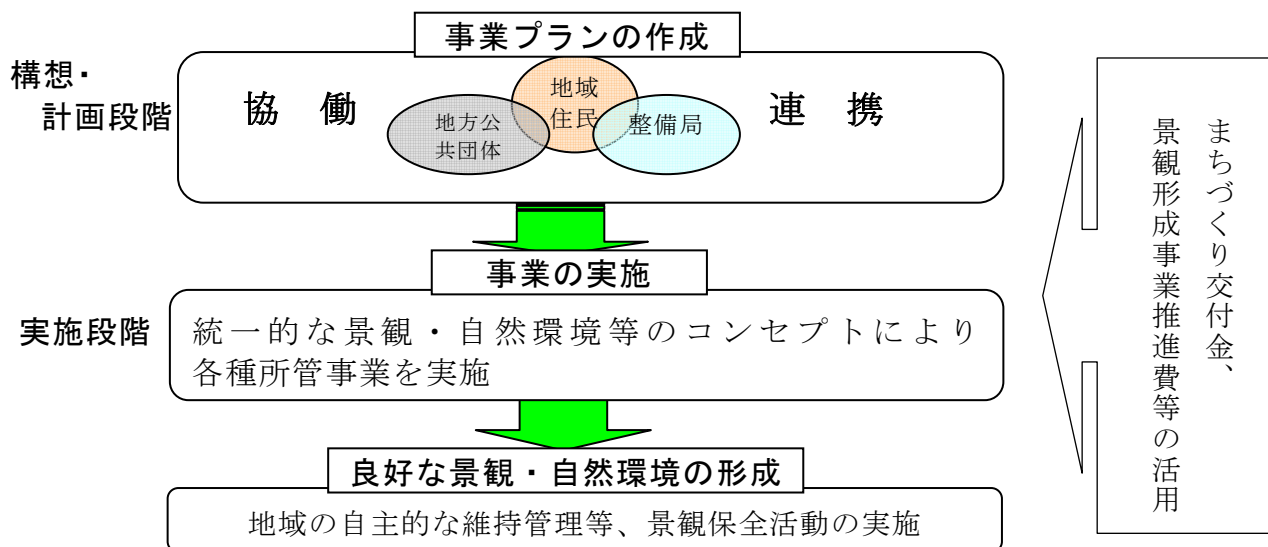
- 継続的な取組とフォローアップ

◆美しい四国づくりモデル事業

積極的に良好な景観形成を行うため、事業実施にあたっての市町村等の地域との協働・連携や将来的に地域による自主的な維持管理が予定されている箇所をモデル事業とし、積極的に美しい四国づくりを推進する。

平成18年度は、「大洲 水・緑・文化のまちづくり」をモデル事業として追加する。

◇実施箇所 大洲（H18新規）、重信川、土佐道路



●大洲 水・緑・文化のまちづくり

水と緑のネットワーク事業、公園整備（城山公園）により、伊予の小京都大洲にふさわしい水辺環境の整備とうるおいと魅力のある町並みづくりを実施する。

・事業プランの作成

地域の代表者、観光協会、NPO等からなる「肱川水と緑のネットワーク懇談会」を設置し、整備計画について意見をいただきながら検討する。

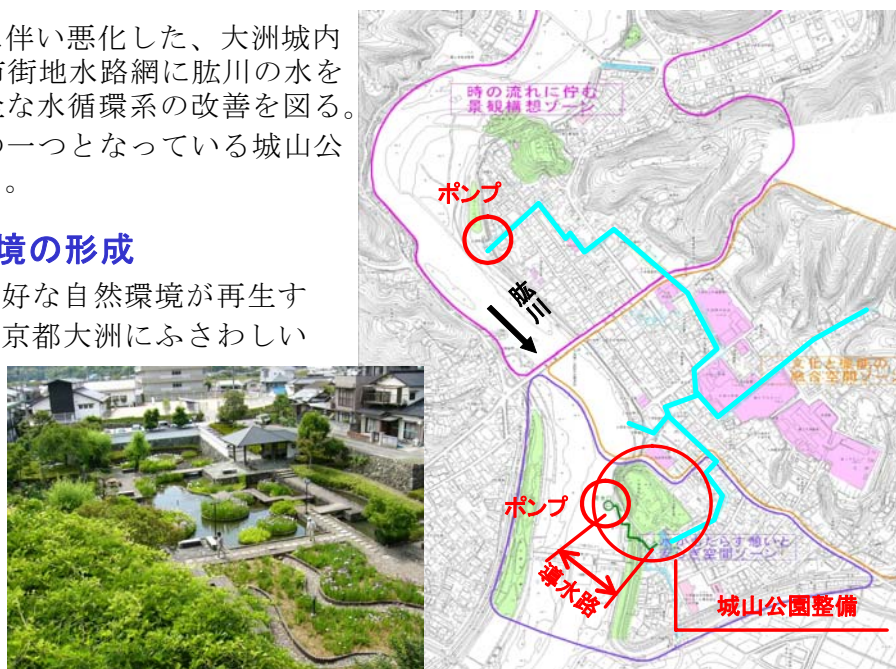
・事業の実施

- 生活様式の変化等に伴い悪化した、大洲城内濠跡の菖蒲園及び市街地水路網に肱川の水を導水することに健全な水循環系の改善を図る。
- 大洲の重要な景観の一つとなっている城山公園の整備を促進する。

・良好な景観・自然環境の形成

事業の実施により良好な自然環境が再生するとともに、伊予の小京都大洲にふさわしい景観が形成される。

肱川から城山公園（内堀菖蒲園）への導水により水環境の改善を図る



●重信川の自然再生事業

多自然型川づくり・従来植生を使ったコンクリートの見えない川づくりにより、松原泉とビオトープの再生

・事業プランの作成

「重信川の自然をはぐくむ会」を核とし民（住民、NPO等）・学（地域の大学）・官（国、県、市、町）の垣根を越えたパートナーシップを構築し、協働実施により計画を策定

・事業の実施

松原泉を再生するため、国が水源確保のために井戸や水抜き管路を施工し、大学やNPO等との協働で水路を施工

・良好な景観・自然環境の形成

施設完成後は、維持管理についても地域を核として実施するなど、民、学、官が協働・連携にて実施



泉と小川の再生イメージ



湿地ビオトープイメージ

泉と小川の再生
覆土・植生



湿地再生



在来植生を使ったコンクリートの見えない川

高井箇所

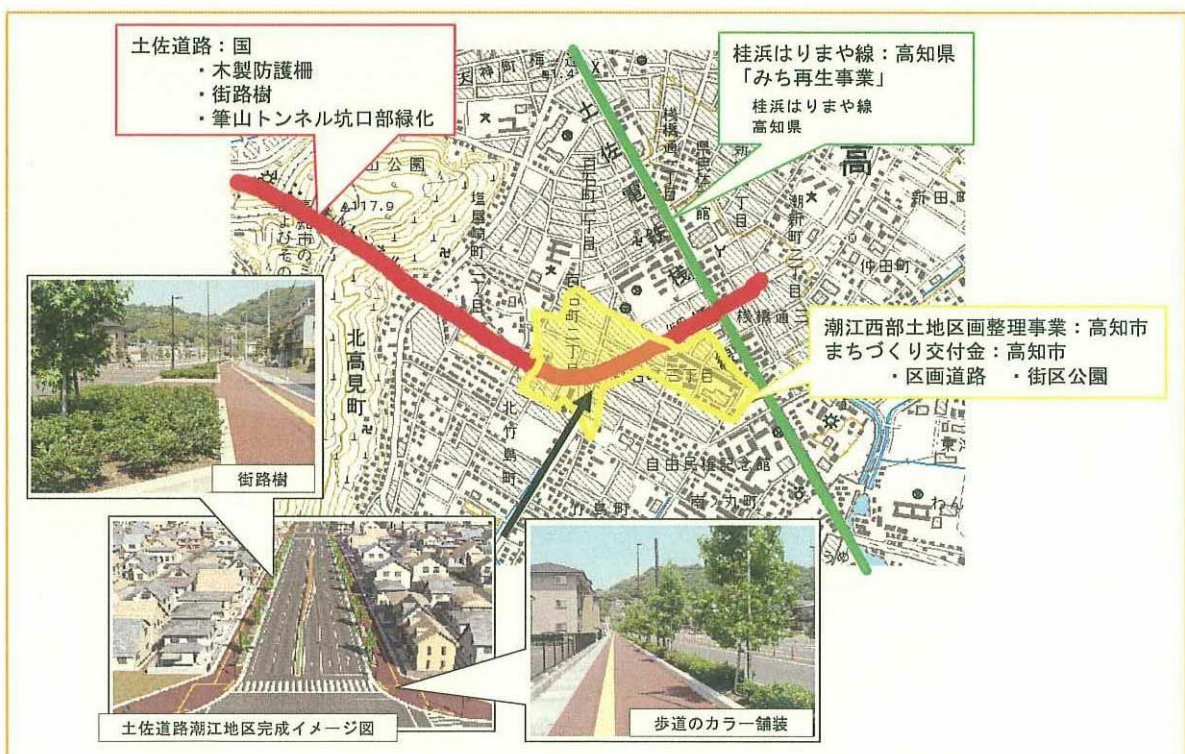
- ・失われた泉と小川の再生
- ・河畔林、水辺植生の再生
- ・ホタルの再生
- ・環境学習の場の再生

砥部箇所

- ・湿地の再生
- ・水辺植生の再生

●土佐道路事業（一般国道56号）

歩道舗装、街路樹、防護柵の色彩等を区域内の事業で統一し面的な景観を整備する。



◆「四国スタンダード」の推進

四国地方整備局と四国四県が一体となって社会資本整備・管理に関する共通のルールを策定。四国の特性や社会資本整備の課題を踏まえ、景観の保全と創造、自然・環境の維持と創出、安全・安心でいきいきとした暮らしの実現を目標に、共通のルールに基づく取り組みを実施し、個性ある豊かな四国づくりを推進する。

<主な取り組み>

◇多自然型川づくり

◇景観と親水性に配慮した港湾・海岸づくり

◇間伐材を利用した木製防護柵の設置

◇公園内における間伐材等の利用

(事例)

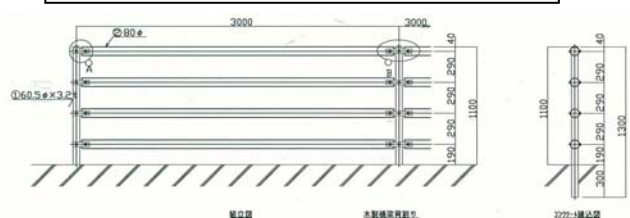
●間伐材を利用した木製防護柵の設置

歴史的・文化的景観、自然景観など、木製防護柵が背景の景観になじみやすいと考えられる道路（車道・歩道）において、四国产の間伐材を使用した木製防護柵の設置を推進する。



【H17設置の事例】
一般国道33号
愛媛県上浮穴郡久万高原町

歩行者自転車転落防止柵（構造例）



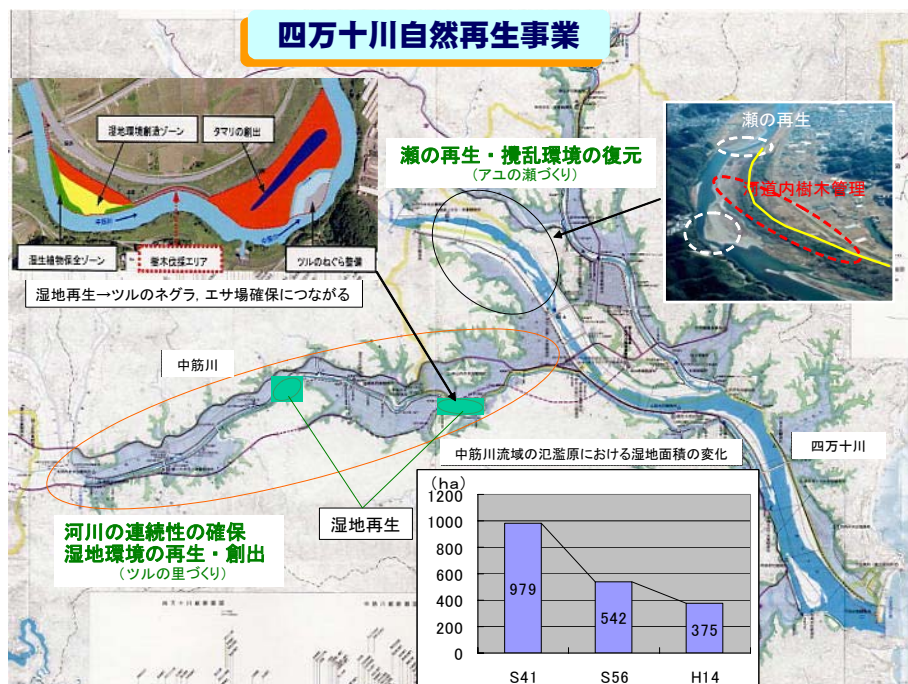
四国地方整備局道路部制定
「四国木製防護柵仕様書（案）」より抜粋

◆自然特性を活かした川づくりの推進

生活様式の高度化、農業形態の変化等に伴い悪化傾向にある河川環境の再生を図り、河川本来の自然特性を取り戻すための河川環境整備を推進する。

事業費 531百万円（直轄）

平成18年度実施箇所 四万十川、重信川（直轄）



◆豊かな清流、美しい海との共生に向けた下水道の整備促進

四国の豊かな自然環境を保全・再生し、後世に引き継いでいくため、豊かな清流、美しい海との共生に向けた下水道整備を促進する。

事業費 33,752百万円（補助）

平成18年度実施箇所 流域下水道 旧吉野川流域 外4流域
 公共下水道 高知市 外50市町村
 汚水処理施設整備交付金 香川県三木町 外7市町
 うち新規供用箇所 愛媛県西予市 外2市町

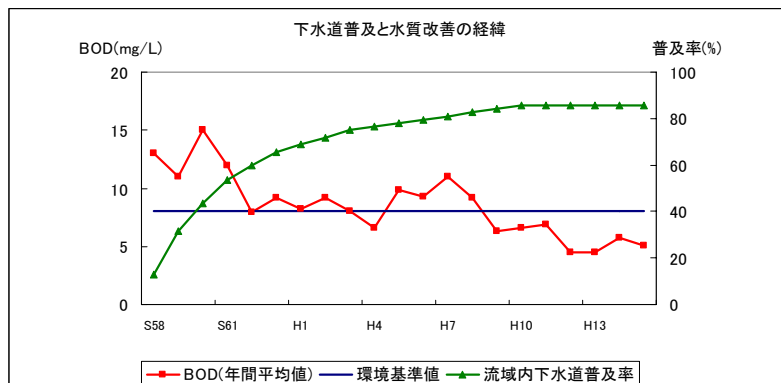
《下水道の整備効果》

下水道整備により河川や海の水質が改善し、豊かな清流、美しい海が甦ります。

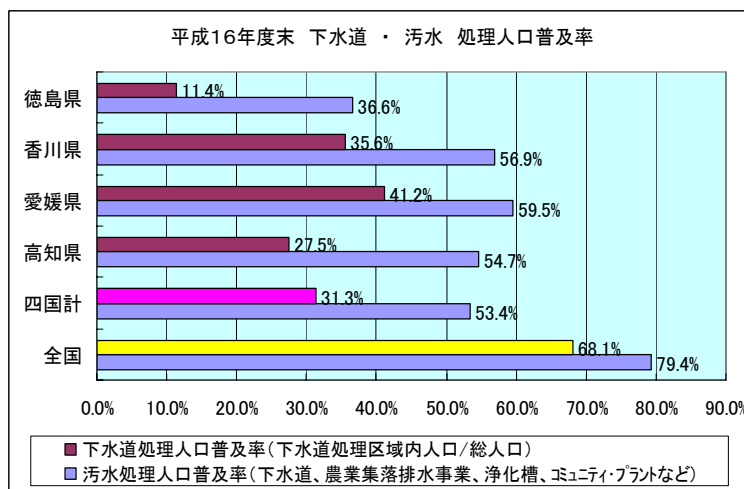


高松市内を流れる相引川（東宮橋付近）

下水道の普及に伴い、相引川の水質が改善され、人々が和める水辺へと変化



《下水道・汚水処理人口普及率》



◆美しい海岸環境、海辺の文化資源の保全・創造

観音寺港海岸において、海辺の文化資源を保全し、観光資源にも資する海岸を整備する。整備に当たっては、備讃瀬戸航路の浚渫砂を養浜に用い、発生土の有効活用を図るとともに、コスト縮減に努めた海岸づくりを促進する。

事業費 180百万円（補助）
平成18年度実施箇所 観音寺港海岸



瀬戸の夕なぎと調和した有明浜と銭型の砂絵

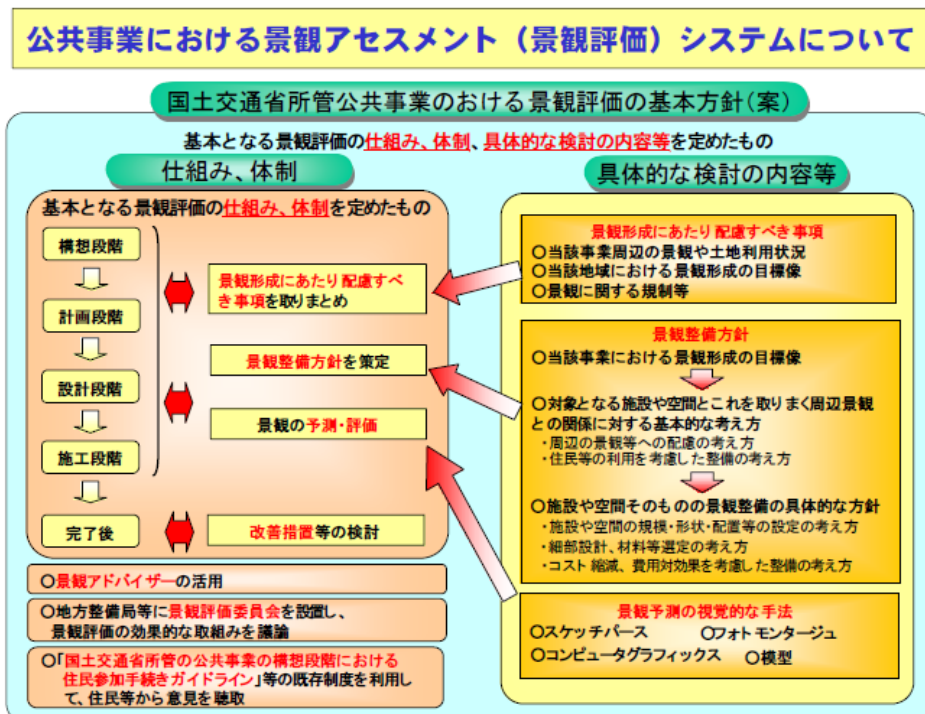


浸食され砂浜が痩せていく有明浜

◆景観アセスメントの仕組みづくりの検討に着手

公共工事の景観アセスメントシステムの確立に向け、平成17年度に「景観アドバイザー」を任命したところ。

今後、新たに設置する「景観評価委員会」と「景観アドバイザー」を活用し、四国の公共事業の景観向上を図るものとする。



◆ 美しい街なみの形成、景観法活用に向けた取り組み

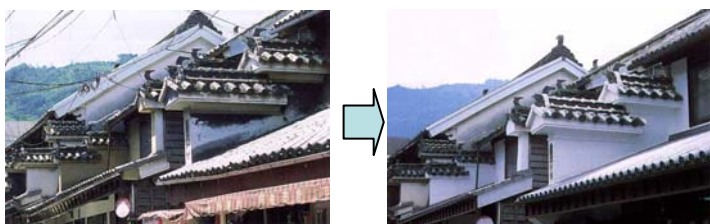
地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、まちづくり交付金、街なみ環境整備事業等を活用するとともに、景観計画の策定等景観法の活用に向け、以下の取り組みを推進する。

□ 歴史・文化や街なみ等を活かしたまちづくりの推進

市町村の創意工夫、地域住民との協働による地域固有の歴史・文化や美しい街なみ等を活かしたまちづくりを総合的に支援する。

【徳島県つるぎ町貞光本町地区(街なみ環境整備事業)】

修復された「うだつ」



【徳島県阿南市(まちづくり交付金)】

発光ダイオードを活用した「ひかりのまち」の演出
・富岡商店街



【愛媛県内子町内子地区(街なみ環境整備事業)】

修景整備された街なみ(平成17年度完了)



うしきじょうし
・牛岐城址周辺公園



愛媛県内子町への観光客の推移

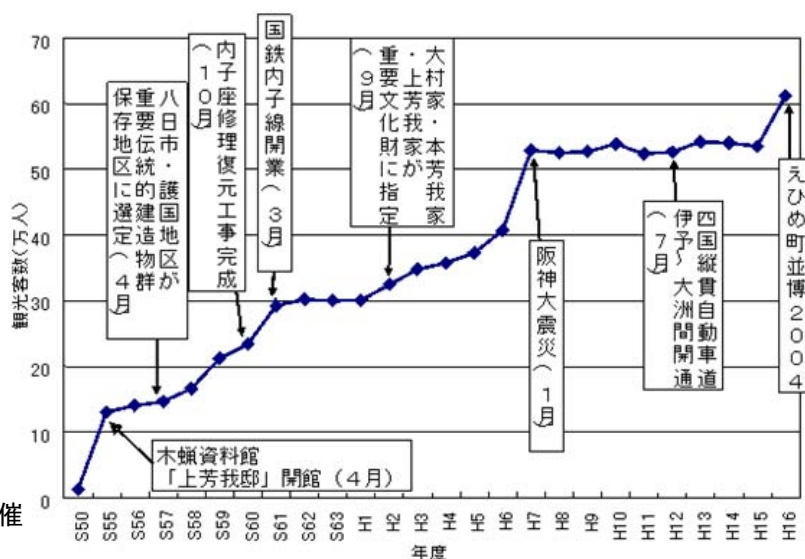
昭和50年度 1.3万



平成16年度 61.2万人
(約47倍に増加)

・昭和57年 内子町 八日市・護国地区重要伝統的建造物群保存地区に指定

・平成16年 えひめ街なみ博2004 開催



□ 景観法活用に向けた取り組みの推進

- ・ 四国地方まち景観連絡会を通じた良好な景観形成に関する情報交換
 ※メンバー：四国地方整備局建政部、四国各県及び県庁所在都市
- ・ 景観計画策定に向けた調査支援
- ・ 景観法活用に関する市町村長への呼びかけ

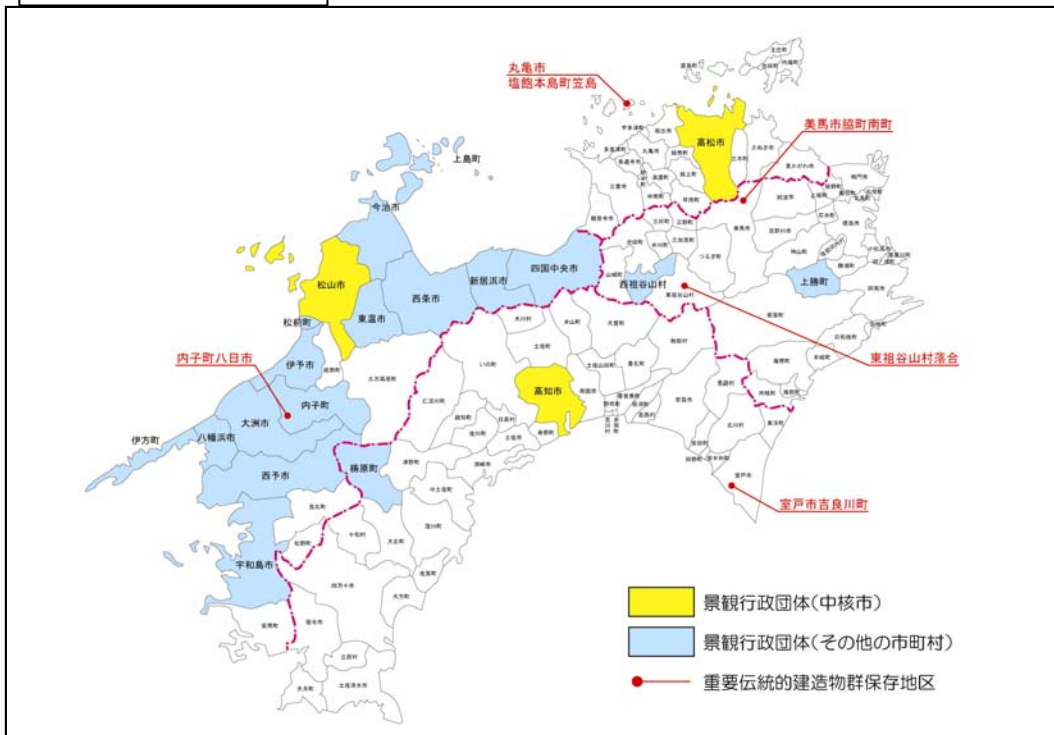
(参考) 四国内の景観行政団体
 (H18.3月1日時点)

- ・ 4 県
- ・ 高松市、松山市、高知市
- ・ 愛媛県大洲市外 16 市町村
- ・ 計 24 団体

景観法の対象地域のイメージ



景観行政団体等位置図



②観光交流の促進

魅力ある観光地づくりを推進するため、外国人観光客の増加、地域の経済活性化等を目的とした観光を軸とする地域づくりの取り組みを積極的に支援する。

◆四国地方における、「観光地域づくり実践プラン」の取り組み

●四国地方における、「観光地域づくり実践プラン」の取り組み地域

○南予広域連携観光交流推進協議会

テーマ

「南予旅情・十町十色
～風情と人情を伝える町並みから癒しの旅～」

○四万十川広域観光推進協議会

テーマ

長期滞在型“川のリゾート地・四万十川”プロジェクト
～心を空っぽにするまでお手伝いします～

○こんぴら地域まちづくり型観光推進協議会

テーマ

歴史ある金刀比羅宮への参拝をコンセプトとして、魅力ある町並みの形成と文化の継承、更に地域との交流を体験しながら心が癒される交流空間の構成を目指します。

●四国西南地域の「観光地域づくり実践プラン」に基づく取り組みを支援



●愛媛県南予地域における主な取り組み

- ・歴史に根ざしたまちなみ、山河、海辺等での体験・交流プログラムの実施
- ・地域資源の掘り起こしやデータベースの作成、情報発信
- ・重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地区の環境整備の実施

●高知県四万十川地域における主な取り組み

- ・体験型交流観光（しまんとツーリズム）の実施
- ・「ホタルの里づくり」「アユの瀬づくり」等、四万十川自然再生事業
- ・観光客が迷わず目的地に到着できる案内標識の整備
- ・地域のボランティアと行政の協働での「花観光地」づくりによる観光周遊ルートの作成

◆地域づくりを支援する取り組み

隘路の解消を図り、四万十川地域の観光・地域づくりの核となる国道441号四万十市西土佐中半付近から同市久保川付近の約10km（西土佐道路（仮称））について、長大トンネル等の高度な技術的な検討も含めた直轄調査に新規着手する。



位置図



【事例 日本風景街道(シーニック・ハイウェイ・ジャパン)の推進(新規)】

地域固有の自然、歴史、文化、風景などテーマに、“訪れる人”と“迎える地域”の豊かな交流による地域コミュニティの再生を目指した美しい道路空間の形成を図る「日本風景街道(シーニック・ハイウェイ・ジャパン)」を全国で推進。

地域住民や企業と行政の協働により、①道の担う役割の復古・再生、②地域の資産の活用、③新たな・多様な価値の創造、④使われ方の負の遺産の精算等を目的として実施。

沿道景観の改善

■沿道に乱立する看板、電柱等を撤去、改修し、沿道景観を改善



〈電線の地中化〉



〈看板の改修〉

事業主体(例): 企業 NPO 自治体 道路管理者

沿道環境の維持管理

■ボランティアや社会貢献による、清掃活動や植樹活動等により、良質な沿道環境を維持



〈道路清掃活動〉



〈沿道植樹〉

事業主体(例): 企業 地域住民

◆四国のみずべ八十八カ所を活用した地域づくりの支援

みずべ八十八カ所は、四国の魅力として後世に伝えたい地域が誇れる水辺の空間として選定。今後、水辺を活用した地域の活性化、振興、発展に向けてNPOや地域住民等と連携した取り組みを進めていく。



【その他の情報発信】

- ・ 歴史文化道
- ・ 四国のみち
- ・ 新四国のみち
- ・ 歴史国道
- ・ みなとオアシス等

4. 社会資本整備の進め方についての新展開

(1) 地域と行政の協働による地域づくりの推進

◆地域住民主体となった地域づくりの取り組みへの支援

四国各地では地域づくりや、社会資本整備のあり方について、NPOや市民団体等の手により、地域が主体となった様々な活動が進められている。

地域住民が主体となった地域づくりの取り組み（平成17年度実績）

取り組みの名称	主 催	開催日時	場 所
We Love 吉野川 in 阿波市	吉野川交流推進会議	H18.3.21	阿波市御所の郷
吉野川上流親子探検隊	吉野川交流推進会議	H17.7.30	早明浦ダム
那賀川源流碑竣工除幕式(上下流交流)	那賀川アフターフォーラム	H17.10.29	那賀川(那賀町)の源流場所
森と湖に親しむ旬間全国大会 シンポジウム	森と湖に親しむ旬間全国大会 現地実行委員会	H17.7.30	高知県本山町 プラチナセンター
土器川「月見の宴」	土器川ロマンの会	H17.9.18	丸亀市
重信川フォーラム	重信川の自然をはぐくむ会	H18.2.21	愛媛大学
全国街道交流会議四国大会	四国大会組織委員会	H17.11.25、26	松山市 総合コミュニティーセンター
「南予のくらしとみち」フォーラム	一般国道56号 一本松・宇和島間整備促進協議会	H17.5.15	津島町中央公民館
「だんだん肱川」 肱川上下流交流会	肱川流域会議 水中めがね	H17.10.15	大洲市肱川町
「南予のくらしとみち」車座フォーラム	一般国道56号 一本松・宇和島間整備促進協議会	H17.11.6	宇和島市役所
四万十・南予地域づくり連携フォーラム	四万十川広域観光推進協議会 南予広域連携観光交流推進協議会 四万十かいどう推進協議会	H18.3.11	宿毛市
「四万十かいどう推進協議会」発足式	四万十かいどう推進協議会	H17.9.27	サンリバー四万十
第6回川での福祉と教育の全国大会	第6回 川での福祉と教育の全国大会実行委員会	H17.10.8～10	四万十市公民館外
四国の道を考える会“05安芸大会”	四国の道を考える会実行委員会	H17.10.29	安芸市
新四国のみち 「童謡の里安芸のいきいきウォーキング」	歴史と文化にふれる歩くみちづくり懇話会	H17.10.23	安芸市
四国ふるさと普請大会	四国ふるさと普請大会実行委員会	H17.11.19、20	サンポート高松
みなとオアシス協議会設立準備会	みなとオアシスの関係者による協議会	H18.3.8	広島市内

●四国ふるさと普請大会～未知普請全国大会2005～の開催

日時：平成17年11月19日～20日

場所：高松市

参加者：約750名

目的：「普請」の精神に基づき、これからの地域づくりを地域の人々と行政が「協働」を合言葉に、豊かな四国をつくりあげるため、社会資本の整備や維持・管理について、もう一度みんなで考えていくスタートとして開催。



分科会



全体会

大会を通じて、地域づくりにおける人と人の関わり、交流・連携や地域と行政の協働あり方について参加者全員で共通認識を得ることができた。この共通認識を四国内はもとより、四国から全国へアピールし、将来世代へ継承されるよう、“四国ふるさと普請宣言”を行った。

“四国ふるさと普請”宣言

- 1つ ふるさとを愛し、ふるさとの良さを見つけ、ふるさと自慢を発信しよう。
- 1つ 四国の歴史・文化を含めた魅力資源を再発見し、美しい四国を育てよう。
- 1つ 四国の山・川・海・森と交流・連携し、四国の未来を見つめよう。
- 1つ お互いの活動をたたえ合い、新たな活動へつなげよう。

平成18年度以降の取り組み

大会の精神を引継ぎ、四国の社会資本整備のあり方や地域づくりについて、NPOや市民団体等との直接交流により、四国の活性化、魅力向上のための連携のあり方やそれらの推進に向けた意見交換などを行うとともに、地域の人々とともに考え、ともに創る「将来の四国」自立する四国」を目指した取り組みを進める。

◎ 具体的な取り組み

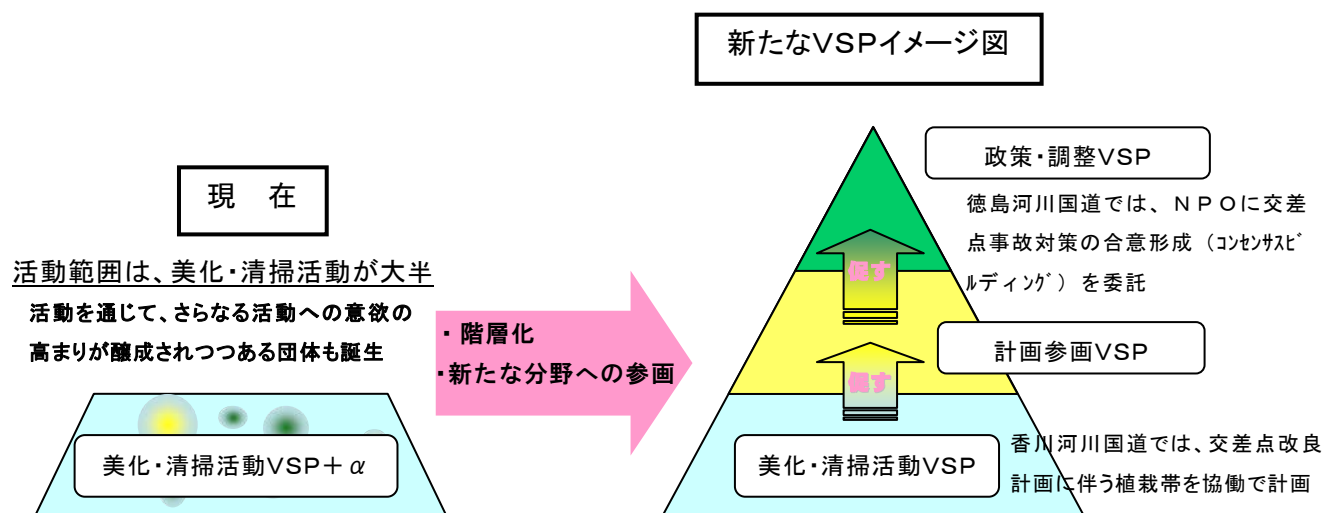
- ・ 大会の継続（交流・連携方策）
- ・ 情報共有・発信
- ・ 講座・勉強会の開催

◆ V S P 活動の推進及びV S P 活動団体の道路事業への参加の取組み

道路の美化・清掃活動等を行うボランティア・サポート・プログラム〔322団体(H17.6現在, 全国の約3割)〕による活動の推進を図るとともに、四国内の道路一斉清掃を行う『88クリーンウォーク』(H17:1万3千人参加)活動を実施する。

また、普請活動の広がり、社会参加意識の高まりにより、清掃活動以外の道路事業参画の可能性について検討する。

清掃活動以外の道路事業の参画イメージ



◆河川整備における地域との共同

近年、各地の河川において、ボランティア団体による大規模な清掃活動、イベントの開催など河川愛護に関する取り組みが活発に行われている。また、河川整備の検討にあたって意見をいただくなど計画から管理にいたるまで活発な官民交流が行われている。

◆瀬戸内・海の路ネットワーク協議会

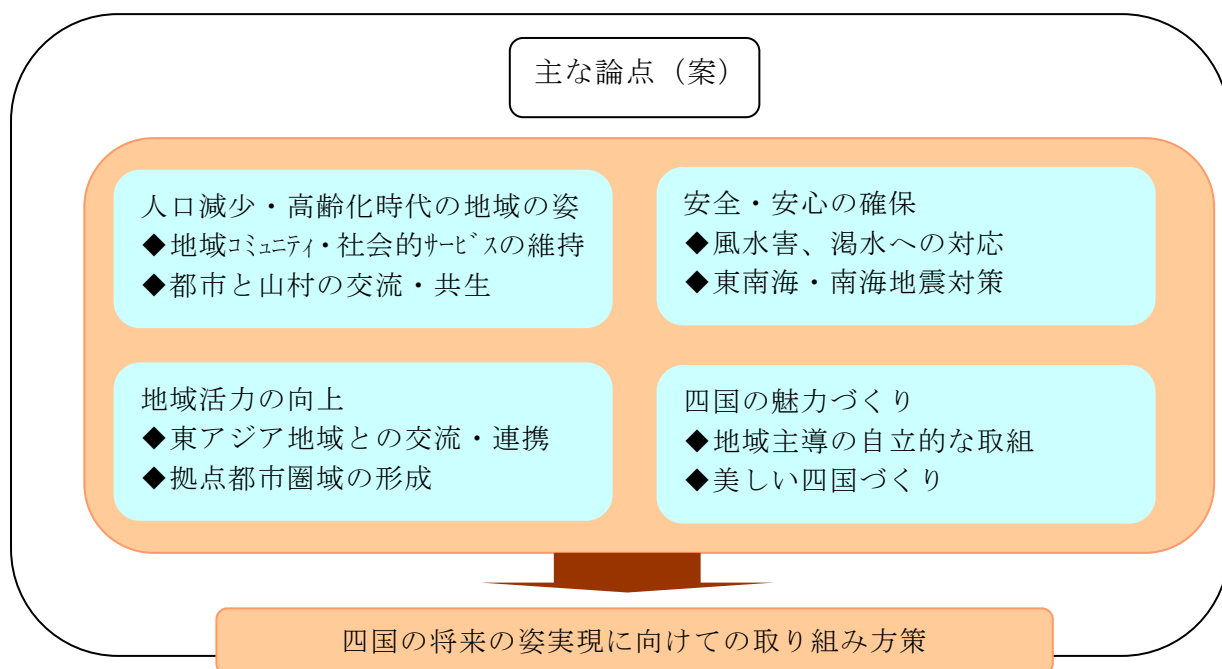
瀬戸内海地域全体の振興と発展を図ることを目的に平成3年設立され、現在、瀬戸内海沿岸の124の市町村と11府県、9つの国の機関で構成されている。平成18年度は住民との連携によるリフレッシュ瀬戸内の実施とともに、委員会の再編によりさらなる活動の効率化を図る。

(2) 広域地方計画策定に向けての取り組み

開発中心の全国総合開発計画（全総計画）に代わる国土の質的向上を目指す新たな計画のあり方を定めた国土形成計画法が昨年7月成立した。

新たな計画制度に基づき、今後、国土形成計画の全国計画が策定（平成19年度予定）された後、国の地方支分部局や関係自治体、地元経済界等の協働による計画づくりを進めるべく広域地方計画協議会が設置されることとなる。

今後の広域地方計画の策定に向けて、平成18年度より、地方公共団体、地元経済界、学識経験者等からなる新四国創造研究会（仮称）を設置し、四国の将来の姿や、その実現に向けた課題等について議論を進める。



● 魅力ある未来の四国づくりを考えるシンポジウムの開催

日時：平成18年3月23日（木）

場所：高松市

参加者：300名

基調講演：奥野信宏（中京大学総合政策部長）

コーディネーター：井原健雄（北九州市立大学大学院教授）

パネリスト：梅原利之（四国観光立県推進協議会会長）

柏谷増男（愛媛大学工学部教授）

村上仁士（徳島大学大学院教授）

西村澄子（NPO法人「環境の杜こうち」）



「自立する四国」に向けて～シンポジウムからの提言～

～自立する四国とは～

四国に住んでいる人が自分自身の意思で決めること

～そのためには～

- ・ 広域的視点とチャレンジ精神を持つ
- ・ 四国内外との交流連携、役割分担、機能補完を図る
- ・ 歴史文化風土伝統を見直し、自ら価値を加え創造する

(3) 公共工事の品質確保の促進

平成17年度は、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、価格だけでなく、品質の確かなものを適正な価格で調達する「公共調達の革命」ともいえる取組が本格的に始動した。公共工事は「安ければいい」ではない。

平成18年度は、この法律に基づき、四国の公共工事の品質確保に向けた取り組みを積極的に実施する。国で手本を示し、市町村まで品質確保の取り組みを促進する。

法律のポイント

- ・ 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- ・ 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
- ・ 発注者をサポートする仕組みの明確化

◆ 一般競争入札と総合評価方式の拡大

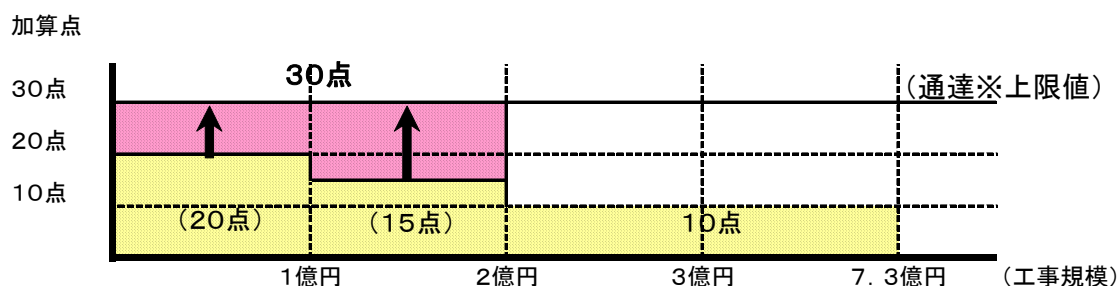
平成18年度からは、原則、全ての工事発注において、一般競争入札かつ総合評価方式で発注する。

◆ 総合評価方式の実効性確保

総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を改定し、平成18年4月1日より適用する。

1. 簡易型総合評価方式においては、2億円未満の工事で加算点を最大30点まで拡大を図る。

工事規模と加算点の関係



通達※: 国地契第83号「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(H17.10.7)

2. ダンピング(低入札)対策として、総合評価方式における企業評価を活用する。企業評価がマイナス企業は競争参加を認めない。

① 企業評価の減点措置

- 低入札の妥当性が認められる場合は、技術提案を高評価する。
- 低入札の妥当性が認められない場合は、企業評価を減点する。
 - ・ 低入工事の施工中: 当該工事の判定日から工事成績通知日までの間 30点減点
 - ・ 当該工事成績 65点未満: 工事成績通知日から次年度末までの間 15点減点
 - ・ 当該工事成績 65点以上: 工事成績通知日から次年度末までの間 10点減点

② 技術提案実績の反映

- 繰り返し良い提案をした企業に対して企業評価を加点する。ただし、低価格入札及び高価格入札は適用外とする。

※平成18年度からデータの蓄積を開始し、平成19年度より企業評価へ反映

③ 建設業法に基づく立ち入り調査結果の反映

- 指導、勧告等の許可業者には、総合評価方式において企業評価を減点する。

3. 技術提案で一定水準以上の評価を得られない企業は欠格とするなど、競争参加資格要件の厳格な実施を図る。
4. 社会的な貢献度（災害復旧支援及びボランティア活動）を企業評価において加点する。
5. 事故及び不誠実な行為等を企業評価において減点する。

◆ 公共工事に関する調査・設計への取り組み

工事と同様に、競争参加者の技術的能力を審査、競争参加者に対して技術提案を求め、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換に向け、新しい発注方式を試行、プロポーザル方式など提案力や技術力で競争していく取り組みを積極的に実施する。

◆ 公共工事発注者支援業務技術者認定制度の設立

四国地方整備局と四国四県及び主要市は連携し、定期的に公共工物品質確保促進連絡会議を開催して、品質を確保するための発注手続き、発注者の技術向上の研究や支援策等の協議、検討を進めている。

平成18年度は、着実に市町村へ公共工事の品質確保を普及させる具体的な発注者技術支援策を積極的に実施する。

本認定制度は、技術審査補助、設計・積算補助、監督補助、検査補助等の発注者支援業務を公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を適切に実施できる知識・経験を有する技術者を認定するものである。

支援業務内容に応じて、技術者の受験資格を定め、認定試験、講習会を実施して講習会修了書を交付、認定試験に合格かつ講習会修了書が交付されている技術者が公共工事の発注者支援業務に従事することができる認定制度を設立するものである。

本認定制度の運用開始時期は、平成18年8月中を目途に取り組んでいる。

◆ 「四国地方整備局新技術活用評価委員会」の設置

四国の特性を生かした地域づくりを目指して、「四国地方整備局新技術活用評価委員会」を設置し、新技術の積極的な公募、試行、評価を行い、四国にふさわしい社会資本整備とあわせて、公共事業のさらなる品質の確保、コスト縮減を推進する。

平成18年度は「四国公募テーマ設定方式」として、大規模災害に備えた災害技術を公募し、委員会で審議・選定し、高く評価された技術を実際の直轄工事で試行し・事後評価し、四国地域全体の防災力向上を図る。